

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

産科医療補償制度創設に伴う出産費・家族出産費の支給額の改正について(通知)

このことについて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第371号)の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令が一部改正され、平成21年1月1日から施行されることになりました。

については、改正の内容は下記のとおりですので、職員へ周知してください。

記

1 出産費及び家族出産費への加算額の設置

財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したときは、出産費及び家族出産費に3万円が加算されます。

2 加算の対象となる者

平成21年1月1日以降、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産(死産を含む。)した者。ただし、妊娠22週(148日)以降の出産に限ります。

3 請求書類

(1) 出産費・家族出産費及び同附加金請求書(整理番号19)

(2) 個人口座申出書(整理番号54)

(3) 医療機関等の領収証の写し(要原本証明)

領収証に「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されているもの。(領収証の写しの添付がないときは加算の対象外となります。)

<参考>

平成21年1月1日から産科医療補償制度(出産に係る医療事故の補償等を目的とした制度)が開始されることに伴い、その保険料(一分娩あたり30,000円)が出産費用に上乗せされることとなるため、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した者には、出産費を加算することとなりました。

なお、産科医療補償制度の概要及び加入医療機関等については、日本医療機能評価機構のホームページ(<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp>)で確認できます。

問い合わせ先

公立学校共済組合鹿児島支部  
(鹿児島県教育庁総務福利課内)  
年金給付係 担当 古野  
099-286-2111 (内) 5221